

鳥取県公報

令和6年11月1日(金) 号外第87号

			田 週火・金曜日発行
		目 次	
\Diamond	規	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(41)(鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(42)(福	

――公布された規則のあらまし―

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

定期に又は継続的に実施する県統計調査を見直す。

2 規則の概要

- (1) 定期に又は継続的に実施する県統計調査に、消費者意識に関するアンケートを加える。
- (2) 県統計調査のうち、行動障がいのある方のサービス利用等実態調査の名称をとっとり版強度行動障がい 児者先導的支援事業に係る対象者等調査に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所 要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げるとともに、救助の方法に係る 規定について所要の規定の整備を行う。

	74-		:	支出することができる費用の限度額			
	救	、助の種類	Į	改正後	現行		
避難所の供	与(1人1	日当たり)		350円	340円		
応急仮設住	宅(建設型	応急住宅)の設置	(1戸当たり)	6,883,000円	6,775,000円		
炊き出しそ	の他による	食品の給与(1人	1日当たり)	1,330円	1,230円		
被服、寝	住家の全	夏季(4月1	1人世帯	19,800円	19, 200円		
具その他	壊、全焼	日から9月30	2人世帯	25, 400円	24,600円		
生活必需	又は流失	日まで)	3人世帯	37,700円	36, 500円		
品の給与	により被		4人世帯	45,000円	43,600円		
又は貸与	害を受け		5人世帯	57,000円	55, 200円		
	た世帯に		世帯員数が6人以	8,300円	8,000円		
	対して行		上1人を増すごと				
	う場合		に加算する額				
		冬季(10月1	1人世帯	32,800円	31,800円		
		日から翌年3	2人世帯	42,400円	41, 100円		
		月31日まで)	3人世帯	59,000円	57, 200円		
			4人世帯	69,000円	66,900円		
			5人世帯	87,000円	84, 300円		
			世帯員数が6人以	12,000円	11,600円		
			上1人を増すごと				
			に加算する額				
	住家の半	夏季(4月1	1人世帯	6,500円	6,300円		
	壊、半焼	日から9月30	2人世帯	8,700円	8,400円		
	又は床上	日まで)	3人世帯	13,000円	12,600円		
	浸水によ		4人世帯	15,900円	15, 400円		

	10 to to to		- i III. III.	II 000 000	10 400
	り被害を		5人世帯	20,000円	19,400円
	受けた世		世帯員数が6人以	2,800円	2,700円
	帯に対し		上1人を増すごと		
	て行う場		に加算する額		
	合	冬季(10月1	1人世帯	10,400円	10, 100円
		日から翌年3	2人世帯	13,600円	13, 200円
		月31日まで)	3人世帯	19,400円	18,800円
			4人世帯	23,000円	22, 300円
			5人世帯	29,000円	28, 100円
			世帯員数が6人以	3,800円	3,700円
			上1人を増すごと		
			に加算する額		
住宅の応	住家の被害	- 『の拡大を防止する	ための緊急の修理	51,500円	50,000円
急修理	日常生活	半壊又は半焼に	より被害を受けた世	717,000円	706,000円
(1世帯	に必要な	帯			
当たり)	最小限度	半壊又は半焼に	準ずる程度の損傷に	348,000円	343,000円
	の部分の	より被害を受けれ	を世帯		
	修理				
学用品の約	合与(1人	文房具及び通学	用 小学校児童	5, 200円	4,800円
当たり)		品費	中学校生徒	5,500円	5, 100円
			高等学校等生徒	6,000円	5,600円
埋葬(1体	当たり)	大人		226, 100円	219, 100円
	小人			180,800円	175, 200円
死体の処理			 合、消毒等の処置	3,600円	3,500円
たり)	_ 、 ¬		(既存建物を利用す	5, 700円	5, 500円
		ることが出来ない		3,	2, 2001 1
暗宝物の降	 法(1世帯		<i>∞</i> ⊔ /	140,000円	138, 700円
17 17 17 17 18	·~ (+ E-111			110,000 1	100, 100 1

⁽²⁾ その他所要の規定の整備を行う。

⁽³⁾ 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井

鳥取県規則第41号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改正前			
(県統計調査の実施)	(県統計調査の実施)			
第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、	第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、			
定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおり	定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおり			

とし、それ以外のものは知事等が告示で定める。

名称	目的
略	
とっとり版強度行動障	略
がい児者先導的支援事	
業に係る対象者等調査	
略	
消費者教育に関する教	県内の学校教育におけ
育機関への実態調査	る消費者教育の実態を
	把握し、有効な消費者
	教育の実践に必要な基
	礎資料を得ること。
消費者意識に関するア	消費者の消費生活に関
ンケート	する意識、実態等を把
	握し、消費者施策の検
	討に必要な基礎資料を
	得ること。
略	

2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするとき 2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするとき めるものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示 しなければならない。これを変更し、又は中止しよ うとするときも同様とする。

 $(1)\sim(7)$ 略

- 次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当 該各号に掲げる方法により実施するものとする。こ は、質問することにより行う方法を併用するものと は、質問することにより行う方法を併用するものと

とし、それ以外のものは知事等が告示で定める

とし、それ以外のものは対	事寺が古かく足める。
名称	目的
略	
行動障がいのある方の	略
サービス利用等実態調	
<u>查</u>	
略	
消費者教育に関する教	県内の学校教育におけ
育機関への実態調査	る消費者教育の実態を
	把握し、有効な消費者
	教育の実践に必要な基
	礎資料を得ること。
略	<u> </u>

- は、次章から第5章までにおいてその実施細目を定 は、次章から第5章においてその実施細目を定める ものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示しな ければならない。これを変更し、又は中止しようと するときも同様とする。
 - $(1)\sim(7)$ 略
- 4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち 4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち 次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当 該各号に掲げる方法により実施するものとする。こ の場合において、報告を求めるために必要なとき の場合において、報告を求めるために必要なとき

する。

- (1) 略
- (2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調 查、製造業流通調查、男女共同参画意識調查、企 業の女性管理職登用等実態調査、「とっとり県民 の日」県政電子アンケート、まちなか生活実態調 查、外国人住民統計調查、国籍別外国人観光地入 込み・宿泊施設宿泊者数調査、とっとり版強度行 動障がい児者先導的支援事業に係る対象者等調 査、産業廃棄物実態調査、消費生活に関する県民 意識調査、消費者教育に関する教育機関への実態 調査、消費者意識に関するアンケート、職場環境 等実態調査、県内企業海外展開状況調査、就農相 談者数・新規就農者数調査、県出身学生のUター ン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに 関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法 $(3)\sim(6)$ 略

5 略

する。

- (1) 略
- (2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調 查、製造業流通調查、男女共同参画意識調查、企 業の女性管理職登用等実態調査、「とっとり県民 の日」県政電子アンケート、まちなか生活実態調 查、外国人住民統計調查、国籍別外国人観光地入 込み・宿泊施設宿泊者数調査、行動障がいのある 方のサービス利用等実態調査、産業廃棄物実態調 査、消費生活に関する県民意識調査、消費者教育 に関する教育機関への実態調査、職場環境等実態 調查、県内企業海外展開状況調査、就農相談者 数・新規就農者数調査、県出身学生のUターン就 職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関す る意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法

 $(3)\sim(6)$ 略

5 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県規則第42号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則(昭和35年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第1(第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (1) 避難所

ア略

- イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利 用を原則とする。ただし、これらの既存建物 を得ることができないときは、野外にコンテ ナハウス、トレーラーハウスその他の居住性 が確保された施設若しくは車両を設置し、テ <u>ント</u>を設営し、又はその他の適切な方法によ り実施する。
- ウ 避難所設置のため支出することができる費 用は、次のとおりとし、1人1日当たり350円 以内とする。ただし、法第4条第2項の避難 所については、災害が発生するおそれがある 場合において必要となる知事が別に定める経 費とし、1人1日当たり350円以内とする。

(ア)~(カ) 略

エ~カ 略

(2) 応急仮設住宅

イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲 げるところによる。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨 を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じ て知事が別に定めるものとし、その設置の ため支出することができる費用は、設置に 係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、 輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし て、6,883,000円以内とする。

(エ)~(キ) 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の

別表第1(第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (1) 避難所

ア略

- イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利 用を原則とする。ただし、これらの既存建物 を得ることができないときは、野外に仮小屋 を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切 な方法により実施する。
- ウ 避難所設置のため支出することができる費 用は、次のとおりとし、1人1日当たり340円 以内とする。ただし、法第4条第2項の避難 所については、災害が発生するおそれがある 場合において必要となる知事が別に定める経 費とし、1人1日当たり340円以内とする。 (ア)~(カ) 略

エ~カ 略

(2) 応急仮設住宅

イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲 げるところによる。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨 を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じ て知事が別に定めるものとし、その設置の ため支出することができる費用は、設置に 係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、 輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし て、6,775,000円以内とする。

(エ)~(キ) 略

供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施す るため支出することができる費用は、主食、 副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,330円以内とする。

工 略

(2) 略

- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (1)・(2) 略
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸 与のため支出することができる費用は、季別及 び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とす

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受 けた世帯

Ź	季別		1人世	2人	世	3 ,	人世	4)	人世	5人世	世帯員
			帯	帯		帯		帯		帯	数が 6
											人以上
											1人を
											増すご
											とに加
											算する
											額
夏	Ž	季	円		円		円		円	円	円
[4)	月	19,800	25, 4	00	37,	700	45,	000	57,000	8, 300
1	日 7	g z									
6	9)	月									
30	日音	ŧ									
で]										
冬	Ź	季	円		円		円		円	円	円
[10)	月	32,800	42, 4	00	59,	000	69,	000	87,000	12,000
1	日 7	g z									
6	꽾 4	F									
3	月 3										
日		ŧ									
で]										

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害 を受けた世帯

Ź	季別	1人世	2人世	3人世	4人世	5人世	世帯員
		帯	帯	帯	帯	帯	数が 6
							人以上
							1人を

供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施す るため支出することができる費用は、主食、 副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,230円以内とする。

工 略

(2) 略

- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (1)・(2) 略
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸 与のため支出することができる費用は、季別及 び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とす

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受 けた世帯

季	別	1人世	2人世	3人世	4人世	5人世	世帯員
		帯	帯	帯	帯	帯	数が 6
							人以上
							1人を
							増すご
							とに加
							算する
							額
夏	季	円	円	円	円	円	円
[4	月	19, 200	24,600	36, 500	43,600	55, 200	<u>8,000</u>
1 目	カ						
S 9	月						
30 ⊟	ま						
で]							
冬	季	円	円	円	円	円	円
[10	0 月	31,800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11,600
1 目	カ						
ら翌	星年						
3 月	31						
日	ま						
で]							

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害 を受けた世帯

季別	1人世	2人世	3人世	4人世	5人世	世帯員	
	帯	帯	帯	帯	帯	数が 6	
						人以上	
						1人を	

			-		-	-	
							増すご
							とに加
							算する
							額
夏	季	円	円	円	円	円	円
[4	月	6, 500	8, 700	13,000	15, 900	20,000	2,800
1 目	カゝ						
S 9	月						
30 日	ま						
で]							
冬	季	円	円	円	円	円	円
[10	月	10, 400	13,600	19, 400	23,000	29,000	3,800
1 目	カゝ						
ら翌	年						
3 月	31						
日	ま						
で]			I	ĺ		I	

備考 略

(4) 略

4 · 5 略

- 6 被災した住宅の応急修理
 - (1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大 を防止するための緊急の修理は、次に掲げると ころにより行う。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の 修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、 ロープ、土のう等を用いて行うものとし、そ の修理のために支出できる費用は、1世帯当 たり51,500円以内とする。

ウ略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な 最小限度の部分の修理は、次に掲げるところに より行う。

ア略

- イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小 限度の部分に対し、現物をもって行うものと し、その修理のため支出できる費用は、1世 帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 717,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷によ り被害を受けた世帯 348,000円

ウ略

7 略

								増すご とに加 算する
								額
夏		季	円	円	円	円	円	円
[4	月	6, 300	8, 400	12,600	15, 400	19, 400	2,700
1	目	カュ						
Ġ	9	月						
30	日	ま						
で]							
冬		季	円	円	円	円	円	円
[10	月	10, 100	13, 200	18,800	22, 300	28, 100	3, 700
1	日	カュ						
Ġ	캎	年						
3	月	31						
日		ま						
で]							

備考 略

(4) 略

4 • 5 略

- 6 被災した住宅の応急修理
- (1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大 を防止するための緊急の修理は、次に掲げると ころにより行う。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の 修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、 ロープ、土のう等を用いて行うものとし、そ の修理のために支出できる費用は、1世帯当 たり50,000円以内とする。

ウ略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な 最小限度の部分の修理は、次に掲げるところに より行う。

ア略

- イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小 限度の部分に対し、現物をもって行うものと し、その修理のため支出できる費用は、1世 帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 706,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷によ り被害を受けた世帯 343,000円

ウ略

7 略

- 8 学用品の給与
 - (1)・(2) 略
 - (3) 学用品の給与のため支出することができる 費用は、次の額以内とする。

ア略

イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 5,200円 中学校生徒 1人当たり 5,500円 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) 略

- 9 埋葬
 - (1) (2) 略
 - (3) 埋葬のため支出することができる費用は、 1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円 以内とする。
 - (4) 略
- 10 略
- 11 死体の処理
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 死体の処理のため支出することができる費 用は、次に掲げる額以内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための 費用は、1体当たり3,600円
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一 時収容するために既存建物を利用する場合は 当該施設等の借上げについての通常の実費、 既存建物を利用することができない場合は1 体当たり5,700円 (ドライアイスの購入費等の 経費が必要な場合は、その地域における通常 の実費を加算した額)

ウ略

- (5) 略
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土 石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼして いるもの(以下「障害物」という。)の除去
 - (1) 略
 - (2) 障害物の除去のため支出することができる 費用は、ロープ、スコップその他除去のため必 要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送 費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内に おいて障害物の除去を行った世帯に係る費用の 1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。
 - (3) 略

13 略

- 8 学用品の給与
 - (1)・(2) 略
 - (3) 学用品の給与のため支出することができる 費用は、次の額以内とする。

ア略

- イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円
- (4) 略
- 9 埋葬
 - (1) (2) 略
 - (3) 埋葬のため支出することができる費用は、 1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円 以内とする。
 - (4) 略
- 10 略
- 11 死体の処理
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 死体の処理のため支出することができる費 用は、次に掲げる額以内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための 費用は、1体当たり3,500円
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一 時収容するために既存建物を利用する場合は 当該施設等の借上げについての通常の実費、 既存建物を利用することができない場合は1 体当たり5,500円 (ドライアイスの購入費等の 経費が必要な場合は、その地域における通常 の実費を加算した額)

ウ略

- (5) 略
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土 石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼして いるもの(以下「障害物」という。)の除去
 - (1) 略
 - (2) 障害物の除去のため支出することができる 費用は、ロープ、スコップその他除去のため必 要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送 費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内に おいて障害物の除去を行った世帯に係る費用の 1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。
 - (3) 略
 - 13 略

様式第7号(第10条関係) 様式第7号(第10条関係) (表 面) (表 面) 公用令書 公用令書 略 住 所 住 所 (法人その他の団体にあっては、) (法人その他の団体にあっては、) 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 (法人その他の団体にあっては、 (法人その他の団体にあっては、 事業の種類 事業の種類 氏 名 氏 名 (法人その他の団体にあっては、) (法人その他の団体にあっては、) その名称及び代表者名 しその名称及び代表者名 〉 年 月 日生 年 月 日生 災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事 災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事 を命ずる。 を命ずる。 年 月 日 年 月 日 鳥取県知事 氏名 鳥取県知事 氏名 記 記 -----線--------- 切---取---線·-----受 預 書 受 預 書 公用令書を受領した。 公用令書を受領した。 午前 午前 年 月 日 年 月 日 時 時 分 分 午後 午後 鳥取県知事 氏 名 様 鳥取県知事 氏 名 様 住 所 住 所 (法人その他の団体にあっては、 (法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 氏 名 氏 名 法人その他の団体にあっては、 (法人その他の団体にあっては、 その名称及び代表者名 しその名称及び代表者名 (裏 面) (裏 面) 公用令書の交付を受けた者の心得 公用令書の交付を受けた者の心得 5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないと 5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないと きは、災害救助法第32条の規定により6月以下 きは、災害救助法第31条の規定により6月以下

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。